

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（情）第20号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年11月13日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

- (1) 指令学事第〇〇号 〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地 宗教法人〇〇
令和〇年〇月〇日付けで申請の宗教法人規則の変更を、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第28条の規定によって認証します。
令和〇年〇月〇日 広島県知事 〇 〇 〇 〇
- (2) （規則の変更の申請）宗教法人法第26条第一項及び（規則の変更の認証の申請）第27条に関する書類
ア 認証申請書
イ その変更しようとする事項を示す書類
ウ 規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類
（具体的には）
 - ・ 宗教法人〇〇〇〇の議事録
 - ・ 〇〇の、〇〇で規則変更に関する議決を行った際の、〇〇議事録
 - ・ 規則変更の理由書

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり文書を特定し、条例第10条第2号及び第3号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年11月22日付けで、審査請求人に通知した。

- (1) 宗教法人〇〇の規則変更認証申請書（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 〇〇〇〇の議事録（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 〇〇の〇〇議事録（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 規則変更の理由書（以下「本件対象文書4」といい、本件対象文書1から本件対象文書4までを総称して「本件対象文書」という。）

3 審査請求

審査請求人は、令和6年12月19日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

宗教法人の正常な運営は、〇〇の支えなくては出来ません。（宗教法人法第18条）

宗教法人法の観点からも、法人の運営には〇〇との信頼・協力関係が一番大切と思います。

しかし、今回の規則変更に関して法人の取られた方法は、本来〇〇を守る立場の法人が、〇〇には一切相談しないまた（原文ママ）、一連の手続きを身勝手な規則の解釈のもと申請を行った行為は許されません。

〇〇に全面開示された資料をもって説明する必要があり、〇〇側には本当はどうなっているのかを知る権利があると思います。

全面開示する事によって当該法人の権利、〇〇の双方の権利を守りまた、法人の運営が健全な姿になり今後、双方が益々が協力し合っている事と強く思っています。

令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇を開催（〇〇出席）した際に、〇〇規則第〇条〇項を適用して、代務者を選任して開催しましたが本来、〇〇側から

も代務者（○人）を選任しなければいけないのに、○○側の説明では、この○人を○○の○○を代務者に選任して開催したと説明。

これら○人の代務者を代表役員が、○○の○○を選任した事は違法です。

(2) 反論書

今回の「規則の変更」は、○○側の○○を○人からゼロ人にし、宗教法人側は○人から○人にする信じられない暴挙を行った。それも、○○の○○を排除し相談もなく宗教法人側だけで変更してしまった。この様な異常な状況下で正常な運営が出来るのでしょうか、宗教法人法の趣旨さえ踏みにじった身勝手な行動です（○○は、なぜ○○でしょうか）。

○○は、宗教法人と○○の共通の財産及び確認事項であって、一方的な宗教法人の情報であってはならない、○○の協力があってこそ、開かれた○○の正常な運営が行われるものと信じています。

また、議事録の内容を開示する事によって○○が積極的に、○○の運営に参画するなどして、「○○」と揶揄されている今日の宗教法人が、本来の教えをもって○○に寄り添った行動が出来ると思います。

特に今回の「規則の変更」は宗教法人と○○の皆様が多大な影響を及ぼす問題で、不開示にすることは宗教法人が行った行為を正当化する何ものでもないと思います。

これらに対して、○○の皆様方の不安と不信感を抱かせ、知る権利をも侵すものだと確信する一方、○○には○○の皆様が議事録の内容を知らせる大きな義務があると思います。

宗教法人「○○」規則の遵守は、宗教法人及び○○双方が遵守する事によって平和裏に、宗教法人の運営が正常な状態で運営され、誰もが安心して○○できるものと確信いたします。

是非とも不開示の決定を取り消して全面開示を求めます。

(3) 意見書

ア 宗教法人の社会性について

(ア) 代表役員以外の名前及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。（条例第 10 条第 2 号に該当）

(イ) 議事録、規則変更の理由書及び代表役員の印影については、宗教法人に関する情報であって、開示する事により当該宗教法人の権利その他正当な利益を害する恐れがあるため。（条例第 10 条第 3 号に該当）よって、部分開示の決定になりました。

しかし、宗教法人の運営は規則に決めたとおりに行い、いやしくも社会から公明正大さを疑われるようではいけない。

また、宗教法人は社会的に色々な面で守られている例えば、政教分離、税制優遇等がありしかも、一般的に性善説との考えから、非違行為はしないものと決めつけている点に問題がある。

今回の突然の規則変更は、〇〇にとってまさに死の宣告を受けたのに等しい。

今まで、先人が〇〇との関係を長きにわたり守り、苦しい時代にも協力し合い築き上げた歴史ある規則を、〇〇に一切の相談もなく代表役員が申請し、認証された規則を以て「今後は、これによって運営します」と一方的に通告されました。

この様な〇〇を無視した規則変更が行われたことに、私達は無念さと怒りを禁じ得ません。

宗教法人にとって最重要項目の規則変更を、〇〇の〇〇全員を外し、その代わりに〇〇（推測）を代務者に選任するなどの異常な手段を用いて、〇〇不在を良いことに代表役員は、「宗教法人〇〇規則」を遵守せず、事務運営を独善的に行うなど、一方的な手続きのもと認証を受けられました。

本来代表役員の立場は、意見をまとめる立場ですが代表役員が自らの意見を通すため、意見の違う者を徹底的に排除するなどして、事務決定が恣意的に行われました。

この様な事を防止するため、〇〇がより積極的に事務運営に関与する事が、〇〇が〇〇を私物化する事の抑止効果になると信じています。

次に、新しく認証を受けた規則を、〇〇の規則とすると説明されていますが、規則の中には、〇〇の規則の表現は一切ありません。

要するに、今回の規則変更は、〇〇の規則を作ったのは見せかけで真意は「宗教法人〇〇規則」から〇〇を排除し、〇〇のみで都合よく宗教法人〇〇を運営していく事が最大の目的です。

このような卑劣な行為を認めたことは、宗教法人法の根幹を揺るがす無謀な認証決定だったと思います。

しかし、逆に全面開示する事によって、今後のあらゆる面で宗教法人の健全化が図られ、〇〇の権利も守られるのではないのでしょうか。

よって、速やかな全面開示をお願いいたします。

イ 宗務行政について

宗教法人が令和〇年〇月〇日に開催した〇〇で、規則変更について「令和〇年〇月から学事課と何回となく連絡をとり指導を受けたので、令和〇年〇月〇日申請、令和〇年〇月〇日の認証となり、〇〇で認証を受けた」と豪語されました。

私達〇〇は、令和〇年〇月から令和〇年〇月まで数回にわたり学事課に直接出向き、宗教法人とのトラブルの実情を訴えて来ましたが、このような結果になり残念でなりません。

この様な中で、規則変更の申請が進められてきたことを、広島県環境県民局学事課はすべて把握されているのでしょうか。

認証事務を行う事は、宗務行政にとって最大の職務と理解しますが、今回の様に、宗教法人とのトラブルがある中で、ただ単に申請書類が整っておれば疑いもせずに認証を行うことは相応しい事でしょうか。

今回の問題が発生した事について、広島県は今後もっと宗教法人と〇〇の双方に耳を傾け、意見をよく聞き親身になって強く事務運営に対しての指導をお願いいたします。

最後に宗教法人と、〇〇が心を合わせて「〇〇の教えが心の支えとなるように努力して行きたい」。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び再弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

なお、実施機関は、弁明書の内容の一部に誤り及び追加する部分があったため、訂正するとして、令和8年2月10日付けで再弁明を行った。

1 事案の概要

本件請求に対し、実施機関では、令和6年11月22日付けで、条例第10条第2号及び第3号に該当する不開示情報を不開示とする本件処分を行った。

2 不開示部分の理由

- (1) 代表役員以外の役員の名前及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものとして条例第10条第2号の不開示情報に該当する。

- (2) 代表役員及び〇〇代務の印影、議事録の内容については、宗教法人に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当する。
- (3) 規則変更の理由については、宗教法人に関する情報であって、開示することにより当該宗教法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人の上記第 3 の 2 (1) の主張については、宗教法人法及び当該法人の規則の運用に対する考え方であり、本件処分である情報公開条例に直接関係するものではないため、弁明しない。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、宗教法人〇〇が宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）上の所轄庁である実施機関に提出した、規則変更の認証申請に関する書類の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書等において、本件対象文書の特定について主張を行っておらず、本件処分を取り消し、全面開示することを求めていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第 10 条第 2 号該当性

実施機関は、代表役員以外の役員の名前及び印影（以下「本件不開示部分 1」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものとして、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する旨を説明している。

審査会において本件不開示部分 1 を見分したところ、本件対象文書 2 においては〇〇の、本件対象文書 3 においては〇〇の出席者が、各議事録に署名した氏名及び印影が記載されていた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、当該不開示部分は、条例第 10 条第 2 号本文

に該当する。また、これらの情報が、条例第 10 条第 2 号イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの事情は認められず、同号ロ及びハに該当しないことは明らかである。

よって、本件不開示部分 1 は、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当し、当該不開示部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第 10 条第 3 号該当性

実施機関は、代表役員及び〇〇代務の印影、議事録の内容並びに規則変更の理由（以下「本件不開示部分 2」という。）は、宗教法人に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当する旨を説明している。

審査会において実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

宗教法人の認証事務は、法定受託事務であるため、国から発出された「宗教法人に関する行政文書の開示請求について（平成 14 年 7 月 4 日付け各都道府県宗教法人事務担当課宛て 文化庁文化部宗務課事務連絡）」及び「宗教法人に関する行政文書の開示請求について（平成 14 年 7 月 4 日付け各都道府県宗教法人事務担当課宛て文化庁文化部宗務課事務連絡）」の一部変更について（令和 3 年 1 月 29 日付け各都道府県宗教法人事務担当課宛て 文化庁宗務課事務連絡）」において、宗教法人から提出された認証申請時の添付書類の取扱いについて記載されており、各都道府県においても当該通知に基づいて対応している。

当該通知によると、「宗教法人が所轄庁に提出する書類は一般的に公にされていない書類であることから、公にされると、特定の個人を識別できる情報が開示され、また憲法で保障された信教の自由に基づく当該法人の権利を害するおそれがあるため、登記事項等の公知の事項を除き、不開示とする必要がある。」とされている。

実施機関は、国からの通知等も踏まえ、宗教法人から提出された書類を公開することにより、信教の自由を妨げることのないよう特に留意しながら対応している。

本件対象文書 2、本件対象文書 3 及び本件対象文書 4 の内容については、通常、広く公開することを予定していないものであり、法人の管理運営に関する意思決定過程に係る内部管理情報であることから、これを

公にすることにより、当該法人の運営に何ら関わりを有しない第三者によって、法人の自律的な運営に干渉され、その宗教活動への誹謗、中傷等自由な宗教活動を妨害するための材料とされるなど、当該法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれがあり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

このため、条例第 10 条第 3 号に該当するものとして、非公開の決定を行ったものである。

審査会において本件不開示部分 2 を見分したところ、実施機関の説明するとおり、当該法人の管理運営に関する意思決定過程に係る内部管理情報が記載されていた。

これらの情報は、当該法人の公にされていない内部情報であると認められるため、当該法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれがあり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の主張は不自然・不合理であるとまではいえない。

また、本件不開示部分 2 のうち代表役員及び〇〇代務の印影は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有するものであることから、これを公にすれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかしながら、本件不開示部分 2 のうち別表に掲げる部分については、当該法人の規則の内容が記載されている。

この点について実施機関に確認したところ、当該部分が記載されている項目は当該法人の規則からわかる内容だけでなく、法人の内部事情を含む項目であるため、文脈の整合性や法人の権利利益を保護する観点から、項目全体として取扱い、当該項目の一内容として不開示としたとのことであった。

当該法人の規則は、本件対象文書 1 において、変更の認証を申請した規程の新旧の条文が開示されていることから、別表に掲げる部分を開示することにより当該法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれが生じるとする実施機関の主張は妥当ではなく、また、他に、当該部分を不開示とする特段の理由はないものと認められる。

したがって、本件不開示部分2のうち別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については、条例第10条第3号の不開示情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

本件は、本件処分の行政文書部分開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の「行政文書の件名」欄に記載された文書と実際に開示された文書が異なっており、本件決定通知書に記載されていない文書が開示されている。本来であれば、開示決定等通知書の「行政文書の件名」欄には、実際に特定、開示した文書について全て記載すべきであるところ、本件請求の記載内容及び実施機関の弁明書の内容を踏まえると、特定をしていない文書を誤って開示したというものではなく、実際に開示した文書が本件請求に対して特定した文書であり、本件決定通知書への記載が漏れていたものと考えられる。

実施機関においては、今後、開示請求の対応に当たり、適切に対応すべきである。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 審査会において開示が妥当であると判断する部分

対象文書	開示が妥当であると判断する部分	
本件対象文書 2	1 枚目	8 行目 21 文字目から 27 文字目まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 3 月 25 日	・ 諮問を受けた。
令和 8 年 3 月 25 日 (令和 7 年度第12回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 4 月 22 日 (令和 8 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 5 月 27 日 (令和 8 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

伊 藤 寛 之 (部 会 長)	弁 護 士
辛 嶋 了 憲	広島大学大学院助教
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授